

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月25日
<b>【会社名】</b>	綜研化学株式会社
<b>【英訳名】</b>	Soken Chemical & Engineering Co., Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大岡 實
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	-
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都豊島区高田三丁目29番5号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長大岡實は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。

財務報告に係る内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って連結財務諸表及び財務報告が適正に作成されることを合理的に保証する方針及び手続が含まれます。

なお、内部統制には、判断の誤り、不注意、共謀によって有効に機能しなくなる場合、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合、費用と便益の比較衡量が求められることから整備及び運用が十分でなくなる場合等、内部統制が有効に機能しない固有の限界があることから、内部統制の目的を絶対的に保証するものではなく、合理的な範囲内で達成しようとするものであります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長大岡實は、当連結会計年度末である平成21年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価に当たっては、意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、企業集団全体に係る全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点について、内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価手続を実施いたしました。

本評価に当たっては、財務報告に係る内部統制について、企業集団に含まれる当社及び当社の連結子会社（7社）ならびに関連会社（2社）を対象として、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告の基礎となる取引または事象、ならびに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている以下の手順及び方法で、合理的な評価の範囲を決定いたしました。

まず、全社的な内部統制について、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点（計6拠点）を対象に評価を実施いたしました。次に、決算・財務報告プロセスにおける内部統制について、全社的な内部統制に準じて、6拠点（全社的な内部統制に同じ）について評価いたしました。続いて、業務プロセスにおける内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、連結売上高の2/3に達するまでの事業拠点（計3拠点）を重要な事業拠点として選定し、選定した事業拠点において、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象といたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断い

たしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。